

「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正(案)に対する意見公募の結果について

令和4年7月
国土交通省航空局安全部
安全政策課

国土交通省では、令和4年6月13日から令和4年7月13日までの期間において、「特定操縦技能審査実施要領」の一部改正(案)に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、1件の御意見を頂きました。

頂いた御意見とそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。また、本件に直接関係が無かった御意見についても、今後の施策の推進にあたって参考にさせていただきます。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

	提出された御意見	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	・ 1 ページの改正後欄の 2. 8. の 2 行目の「者」に加えて、同 1 行目の「前項の規定により操縦技能審査員の認定を失効したとき」に操縦技能審査員の証を所有し、又は保管する者も対象としたほうがよい。	「前項の規定により操縦技能審査員の認定を失効したとき」についても、その証を所有し、又は保管する者が対象となります。	無
2	・ 1 ページの改正後欄の 2. 8. の 4 行目の「提出」の期限はいつか？	「遅滞なく」提出をお願いいたします。	無
3	・ 3 ページの改正後欄の「返納の理由」の 1 行目「取消し」は「取り消し」のほうがよい。現行要領の 2. 7. (1) に「取り消し」と規定されているから。	ご意見のとおり修正いたします。	有
4	・ 3 ページの改正後欄の「返納の理由」の 4 行目「定期講習を受けず、認定が失効したため」は「定期講習を修了しなかったため」のほうがよい。現行要領の 2. 7. (2) に「定期講習を修了しなかったとき」と規定されているから。	ご意見のとおり修正いたします。	有
5	・ 3 ページの改正後欄の「返納の理由」の 5 行目「受けた後、紛失した」は「受けた後失った」のほうがよい。1 ページの 2. 8. の 2 行目の記載と同様に。	ご意見のとおり修正いたします。	有

※この他案と無関係と考えられる提出が 1 件ありました。

※ 1 件に複数の内容が含まれるご意見を整理のうえで掲載しています。